

社会福祉法人愛港福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人愛港福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

第2条（定義）

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条（理事会及び評議員会の出席報酬等）

理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 本条において交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第4条（役員及び評議員の勤務報酬等）

理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 本条において交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第5条（監事の報酬等）

監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 本条において交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第6条（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 本条において交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第7条（改正）

この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1（日額）（第3条関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000 円	5,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円	5,000 円

別表2（日額）（第4条関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000 円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円	5,000 円
監事監査指導報酬等	18,000 円	5,000 円
苦情対応報酬等	10,000 円	5,000 円